

第3章

社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

1

社団法人化準備と認可・登記

「法人格」とは、その団体名義で銀行口座を開設、財産(土地・建物等の不動産や自動車等)を所有するなど、団体名義で法律行為(委託契約等)を行うことができる「法律上の人格」を言う。

主な法人の種類は大別すると二種類である。営利法人は、構成員への利益分配を目的とした法人で株式会社、合同会社等がある。非営利法人は、構成員への利益分配を目的としない法人でNPO法人や社団法人、財団法人、その他宗教法人、学校法人、社会福祉法人等がある。

2000年の公益法人制度改革によって、「社団法人」という名称の法人格はなくなり、「一般社団法人」と「公益社団法人」の2つに分かれた。今日、一般社団法人は誰でも比較的簡単に設立できるが、一方の公益社団法人の設立は原則的には一般社団法人を設立し、その後公益認定を受けることになる。かつての民法規定の社団法人に近い法人形態で、厳格化された公的認定を得るために極めてハードルが高くなっている。

2001年12月、近い将来の社団法人化も視野に入れながら、本会をよりしっかりとした組織にし、活発化させることを目的として、組織化検討委員会を発足させた。2003年5月の定期総会において、「組織化検討委員会を発展的に解消して、法人化準備委員会として社団法人化を目指す」との基本方針を決めた。法人化の必要性について、「法人化のためには組織や経理、職員体制の問題等いくつかのハードルがある。法人化することでより公益性の高い事業の展開が可能となり、自治体からの委託や補助を受け、事業を展開することも可能となる。」等々総会でも確認を行った。

これらの方針を元に三役による法人化窓口の県担当課との折衝を開始した。併せて、法人化は、社会福祉士会の目的や存在意義から公共性の高い専門職団体として社会に認知してもらうための第一歩等と位置づけ、より公益性を要求される社団法人化の必要性等について広報紙や車座集会等で周知アピールをした。

日本社会福祉士会は、簡単に法人化できる中間法人やNPO法人という手段もあるが、社会福祉士会の目的や存在意義を考え、より公益性を要求される社団法人化の推進を都道府県支部(士会)に求めていた。その結果2004年度中には、6府県社会福祉士会(神奈川県、大阪府、福岡県、青森県、滋賀県、佐賀県)が社団法人の認可を得た。

その後の法人化申請のための実務作業については、今まで比較的好意的に対応していた県の担当部署や担

当者が変わり困難を極めたために、公益的事業に積極的に取り組み、県民にアピールを行った。

2006年9月からは県担当課と正副会長中心に「公益性や法人格取得後の事業、会計規模等」について申請の事前協議を行い、申請書類を作成し準備を進めた。併せて、社団法人の定款や様々な規則・規定等の整備について理事会で協議準備を進めた。

その結果、2007年3月に日本社会福祉士会理事会で「長野県支部」の解散が承認され、県に報告後、県担当課から社団法人認可予定が伝えられた。2007年3月までには、全国で社団法人化された社会福祉士会は12都道府県を数えていた。

2007年5月佐久勤労者福祉センターにおいて、社団法人長野県社会福祉士会の設立総会を開催した。総会では「社団法人格を取得すること自体が会の目的ではない。今回公益性が認められたことは今後自分たちの専門性を発揮した公益性のある仕事をどれだけするかが問われる。社会福祉士や社会における宝石の原石として研鑽と実践の中で磨かれつつより光を放つ存在になる」ことを確認した。(県の認可は7月6日で7月13日登記した)設立趣意書(抜粋)は下のとおりである。

社団法人長野県社会福祉士会設立趣意書(抜粋)

社会福祉士は昭和60年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法に定められた国家資格で、平成元年に第1回の試験が行われて以来、登録者は全国で8万人を超えています。長野県においては平成4年から任意団体としての「長野県社会福祉士会」を立上げ、平成18年12月31日現在で546人の会員を数えています。

<中略>

私ども長野県社会福祉士会は、社団法人という一定の社会的認知と制度的保障の元に、長野県社会福祉士会の組織的基盤を確立し、職務として持つ公益性を今まで以上に生かして、責任ある活動の場を広げてゆくために、社団法人化を図りたいと考えます。またこのことが、長野県民の福祉を増進していく一助になると考え、ここに「長野県社会福祉士会」を発展的に解消し、「社団法人長野県社会福祉士会」の設立を図るものです。

平成19年3月22日

設立発起人 社団法人長野県社会福祉士会
長野県長野市南長野南県町1101 小山順子

2

社団法人時代の運営体制

2007年に認可された社団法人長野県社会福祉士会の役員体制については、県の指導により透明性や公益性のために「理事のうち社会福祉士であるものの数は、理事総数の2分の1を超えてはならない(定款第13条)」。また、役員は無給とする。(定款第16条)とされた。そのために社団法人時代の役員体制は、理事が10人で、会員理事5人(会長:小山順子、副会長:関裕一・村岡裕丸山克之・高橋保行)と外部理事5人で、長野市医師会、長野県弁護士会、長野県司法書士会、長野県理学療法士会、長野大学のご理解推薦の上就任をいただき、監事には会員が就任した。理事会は年2～3回、必要に応じて臨時の理事会を開催してきた。

業務の推進は、正副会長を中心にしながらも、「事業を実施するために、必要に応じて委員会を設けることができる」(定款第29条)に基づいて、運営委員会を設置して運営委員には任意団体時代の理事に相当する役割を担ってもらい事業を展開、この体制は一般社団法人に移行するまで続いた。運営委員は地区・ブロックを配慮して8～10人選出し、委員の任期は役員と同じ2年とした。

事務局体制は、「事務局の組織及び運営に関する規則」を定め、事務局の勤務時間は当初、月～金10:00～17:00パート職員を雇いあげた。事務局長は原則として理事の中から兼職することを規定した。2009年度からは常勤の事務局員を置き9:00～18:00フルタイムでの対応を開始した。

社団法人化当初の委員会体制は、広報委員会、ぱあとなあ委員会、地域包括支援委員会、相談支援委員会、研修委員会、受験対策委員会、評価事業委員会、プロジェクト委員会、高齢者分野専門委員会、障害者分野専門委員会、子ども・家庭分野専門委員会等を設置して事業を展開した。その後については委員会名称を変え、また2012年度からは県からの受託事業の「地域生活定着支援センター運営委員会」や「長野県社会福祉士会のあり方検討委員会」を発足させた。

社団法人設立時の正会員は560人、収入予算は会費が8,400,000円(1人当たり15,000円)研修等事業収入が4,020,000円、その他共同募金助成金等合計14,200,000円が計上されていた。

3

一般社団法人への移行と運営体制

2008年12月に、法人の設立と公益性の判断を分離

する公益法人制度改革関連三法が施行された。その結果、これまでの民法上の社団(財団)法人等は、2013年11月末までに新たな公益社団(財団)法人又は一般社団(財団)法人に移行の申請を行う必要があり、申請がない場合は解散したものとみなされることになった。

2011年7月に10人からなる「法人化検討委員会」を立上げた。この第1回の検討委員会では、一般社団法人化するのであれば議論する必要があるために、議論の前提には公益社団法人を目指せるかということであった。そして、「公益社団法人に耐え得る本会としてのあるべき姿＝ガバナンス、目標・使命、事業・活動、組織体制・組織力、財政、運営・経営、会員・非会員及び対外的な認知度等々を理事会や運営委員会等で検証・議論し実践をしていく必要がある。」とした。最終的には、「一旦一般社団法人に移行する。その後事業展開、組織体制、財政運営及び事務局体制の安定化等が図られた段階に公益認定の申請を行う。」との方向性をまとめて理事会に報告した。10月第2回理事会では、本会の事業は公益性が高いが、組織体制の未熟さから現時点では一般社団法人への移行が現実的である。しかし、単に比較的簡単だから一般社団法人ということではなく、これを機会に組織の見直し等を含め、社会福祉士としての活動の方向性をより鮮明にして、将来的には公益社団法人を目指すこと等を確認した。

役員体制(社団法人時代)

- | | |
|--------------|----|
| ▶ 会員理事(全県選出) | 5人 |
| ▶ 外部理事 | 5人 |
| ▶ 監事 | 2人 |

運営委員会

- ▶ 運営委員(地区選出)

委員会体制(社団法人時代)

- ▶ 権利擁護センター
- ▶ ぱあとなあながの
- ▶ 地域包括支援センター
- ▶ 相談支援委員会
- ▶ 研修委員会
- ▶ 受験対策委員会
- ▶ 評価事業委員会
- ▶ プロジェクト委員会
- ▶ 高齢者分野専門委員会
- ▶ 障害者分野専門委員会
- ▶ こども・家庭

第3章

社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

2012年5月の定期総会で一般社団法人への定款変更を決議。その後年度内の認可を目指したが様々な要因により断念した。2013年3月第4回理事会で公益目的支出計画(社団法人解散時の残余財産22,456,943円を公益事業に計画的に支出する)を決議し、同月県に一般社団法人移行認可申請をした。その後、求められた修正書類の提出を行い8月に県公益認定等審査会が開催され、8月23日に一般社団法人として認可(公益事業としては「福祉まると学会」「介護の日普及の集い」2事業のみ)され、9月2日法務局に登録し、10月には一般社団法人移行総会を松本市浅間温泉文化センターで開催した。

認可された一般社団法人の役員体制は、理事10名以上15名以内(定款第16条)となったために、理事は正副会長(会長：三村仁志、副会長：萱津公子・青柳與昌)3人、地区選出理事4人、委員会選出6人、外部理事2人(長野県弁護士会、長野大学に依頼)の計15人、監事は当初会員のみであったが、2015年からは外部の公認会計士に就任いただいた。社団法人時代の準役員の役割を担った運営委員会は解散した。

委員会体制は、2014年度から新たに「虐待対応委員会」「公益社団法人移行研究委員会」「リーガルソーシャルワーク委員会」「福祉まると学会運営委員会」等を立上げた。一般社団法人移行時の正会員は974人、2013年度の収入決算は会費が14,546,000円、研修等事業収入が4,339,000円、受託費等助成金が28,662,683円、その他収入で等合計48,676,935円となった。

事務局は2014年10月以降、常勤フルタイムの事務局長(2017年度までは長野県地域定着支援センター長を兼務)と事務局員2人の計3人の体制が確立し2021年度まで続いた。

4

地区活動の展開

2007年度の社団法人化以降は、地区活動費50,000円を10ブロックに予算化し実績補助とした。地区活動運営要綱で、地区活動助成費の用途は、お茶菓子代などの飲食に関する会議費支出は認めないこととし、会場費、通信費、印刷費、講師謝礼等に限定し実績補助とした。2011年度まではブロック50,000円、計500,000円の予算に対して300,000円前後の実績補助で推移した。

2012年度からは、財政状況は逼迫したために1ブロック30,000円に減額して10ブロックに予算化し、200,000円前後の実績補助額となった。

2014年に「地区活動運営要綱」を改正し、地区役員は支部長(地区担当理事)、副支部長(ブロック毎)、会計及び地区役員20～30名(委員会設置規則に定める委員)とした。



福祉サービス利用者の権利擁護研修会(南信地区)

地区活動は、ブロック毎の定期的な学習会や交流会が積極的に行われました。2009年度から3年間は、生涯研修委員会からの要請で共通基盤研修会を地区活動の一環で開催した。また、地区毎の大規模な研修会やセミナーが他の団体等との協働活動で取り組まれた。

2009年度から3年間は、研修委員会の要請により共通基盤研修会を地区活動の一環で開催した。この時代の地区学習会やセミナーの企画は、主に福祉活動委員会が担った。

2014年9月南信地区では、南信州広域連合自立支援協議会権利擁護部会との共催で「福祉サービス利用者の権利擁護研修会」が参加者59人を迎えて開催。10月に東信地区では、「最期まで自分らしく過ごすことを考えるセミナー」(講演とパネルディスカッション)が参加者130人で開催。11月には北信地区で「私らしく」を支える-権利擁護推進セミナー in 北信(講演とバズセッション)が参加者128人で開催。



認知症等を考えるセミナー(東信地区)

2015年2月には東信地区で、浦上克哉氏(医師・鳥取大学医学部教授、日本認知症学会・会長)を迎えて「認知症—予防・治療・ケア・生活を考えるセミナー」(講演とパネルディスカッション)が開催された。会場のサントミューゼ小ホールは満席になり参加者365人であった。

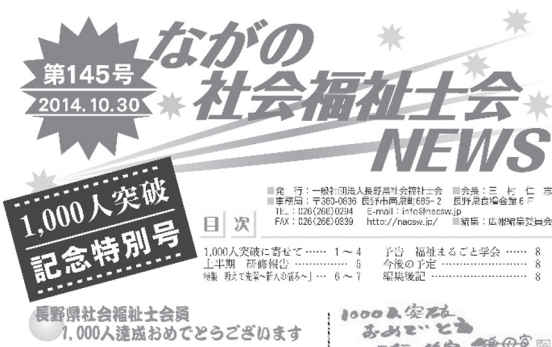
5

広報活動の展開

2007年度には社団法人長野県社会福祉士会のパンフレットを発行して周知PRを展開した。表題は、「ひとりひとりが その人らしく あり続けることを支える」、内容は社会福祉士の紹介、会員の勤務先、主な事業・活動、ソーシャルアクション、会の沿革・組織、入会の案内等を記載した。



2010年度からは長野県からの補助事業でキャリア訪問指導事業が開始された。この事業は、施設・事業所が職員のキャリアアップや資質の向上等を目的に職業倫理、権利擁護・成年後見制度、高齢者・障がい者虐待対応、面接技法・接遇、グリーフケア、スーパービジョン等のテーマで開催する研修会に、本会の会員を講師として派遣する事業である。派遣会員は専門性を活かして、本会の看板を背負い本会の周知PRにも貢献してきた。申込みの事業所は毎年50～100事業所を数え、2020・2021年度はコロナ禍の影響で研修会の中止が相次いだ。オンライン研修を働きかけ約40事業所で研修会が実施された。



2013年6月長野県弁護士会と共同で取り組んできた「孤立死ゼロプロジェクト最終報告書」をホームページに掲載した。2014年10月広報紙第145号は、会員1,000人突破記念特別号として特集した。内容は、本会主催のセミナーや研修会に講師としてご尽力をいただいた方々や関係に深い職能団体長から寄稿を掲載した。

○ 阿部 守一氏(長野県知事)

2012年5月、設立20周年記念公開セミナーで、

来賓挨拶とパネルディスカッションで提言をいただいた。

○ 鎌田 實氏(医師・作家)

2012年5月、設立20周年記念公開セミナーで、記念講演。1995年1月、第3回日本社会福祉士会全国大会(長野県諏訪市で開催)のシンポジウムでご提言をいただいた。

- 大橋 謙策氏(日本社会事業大学元学長)
- 白澤 政和氏(大阪市立大学名誉教授)
- 市川 一宏氏(ルーテル学院大学前学長)
- 橋本 正明氏(認定社会福祉士認証・認定機構長)
- 神田 織音氏(講師)
- 高橋 卓志氏(長野県NPOセンター前代表理事)
- 池田恵利子氏(あい権利擁護支援ネット代表)
- 山本 譲司氏(作家・元衆議院議員)
- 田下 佳代氏(長野県弁護士会・会長)
- 戸田 雅博氏(リーガルサポートながの支部長)
- 熊谷 健氏(長野県司法書士会・会長)
- 畠山 仁美氏(長野県介護福祉士会・会長)

そして、この広報紙第145号から会員のみ発行対象から約1200の関係機関・事業所向けにも発送することにして今日に至る。

6

特徴的な取組み・事業展開

(1) 生涯研修制度(生涯研修センター)

① 日本社会福祉士会の取組み

1999年に日本社会福祉士会で「生涯研修センター」を設置し、生涯研修制度がスタートした。2000年度からは、「社会福祉士現任研修」を引き継ぎ発展させ、社会福祉士の共通基盤(6領域)を設定し、研修プログラムを見直し、共通研修課程の基幹的な研修と位置づけた「社会福祉士全国統一研修」として実施している。これは、従来の高齢・障害などに代表される「分野」型の研修ではなく、利用者のニーズや社会福祉士実践の構造化の過程から生まれた社会福祉援助の共通基盤(6領域)をもとに、全国8ブロックに1会場を設けて開催した。同時にこの研修のサブテキストとして、テキスト編集委員会を組織し『社会福祉援助の共通基盤』を2001年に発行した。

その後、2007年12月に社会福祉士及び介護福祉士法が一部改正され、「より専門的な知識及び技術を有する社会福祉士を専門社会福祉士(仮称)として認定する仕組みの検討を行う」ことが附帯決議された。これを受け2008年専門社会福祉士制度(後の認定社会福祉士)の検討が開始された。2009年に

第3章

社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

は全国統一研修を発展的解消し、この研修を会員にとって身近な場所で開催される「社会福祉士共通基盤研修」として、都道府県社会福祉士会が主催する形に改められた。

② 生涯研修制度の見直し

生涯研修制度は、社会福祉士会の会員の活動分野の広さと、それに応じて求められる知識・技術の多様性から、幅広い研修を取り込めるようになっている。当初の生涯研修制度における基本的な研鑽の方向性は、「①基礎課程」、「②共通研修課程」、「③専門分野別研修課程」という課程の中で会員各々の研修計画に委ねられてきた。しかし、生涯研修の見直しを行い3つあった研修課程を、「基礎課程」と「専門課程」の2課程とした。

また、2012年度の生涯研修制度の見直しでは、生涯研修制度と認定社会福祉士制度が連動する関係になるとともに、社会福祉士の義務である社会福祉士自身の研鑽により質の維持・向上を図ることを基本としながら、社会から求められている役割を果たすことができる実践力のある社会福祉士を養成していくものとなるように見直しが行われている。また、同年より生涯研修制度管理システムがスタートした。2018年度には、e-ラーニング講座が通年開設された。2022年3月現在で108講座が用意されており、最新の制度施策の動向や専門的な知識に関する講座を提供している。

③ 本会における取り組み

1998年5月の定期総会・社会福祉士学会で、日本社会福祉士会の生涯研修制度の立上げ経過等を報告した。1999年度からは生涯研修委員会を立上げ会員研修を開催。会員研修は、基礎研修課程のオリエンテーション・生涯研修制度の解説と共通研修単位・3単位の講義「社会福祉基礎構造改革と社会福祉士への期待」等が1999・2000年度は県下1会場開催した。2001年度は基礎研修課程に「ソーシャルワーカー倫理綱領」と成年後見研修課程の「成年後見制度入門」が追加された。2002・2003年度は基礎研修として県下2会場で開催し、併せて面接技法の研修も同時に行った。そして2004～2011年度の間は、面接技法の研修は切り離し「基礎研修」として県下4地区で地区活動と連携して開催した。

2003年8月には、社会福祉士全国統一研修（共通基盤研修・8ブロックでの開催）について、実行委員会を組織し2日間長野市内での開催の運営を担い、受講者合計185人だった。2009年度からの全国ブロック別に実施していた共通基盤研修を都道府県社会福祉士会に移譲が予定されていたために、日本社

会福祉士会の講師養成研修会に研修委員会委員3名派遣し、研修実施に関する検討及び準備を行った。

共通基盤研修は、2009年度から開始した。2009年度は社会福祉士がとらえる「権利擁護」「相談援助」「福祉経営」「実践研究」「生活構造」「地域支援」の6領域全てをテーマに開催、2010年度は「実践研究」「生活構造」「地域支援」の3領域、2011年度は「権利擁護」「相談援助」「福祉経営」の3領域をテーマに開催した。

2012年度からの基礎研修は、地区活動とは分離し当初は長野大学で、その後は集まりやすい松本市内を中心に開催してきた。基礎Ⅰは毎年開催し受講者は毎年50～70人程度で、基礎Ⅰ修了者の殆どが基礎研修Ⅱ・Ⅲに進んでいる。2021年度で基礎研修修了者は210人となった。基礎研修Ⅱ・Ⅲについては2020年度のみコロナ禍の影響を受け開催を見送った。

組織的な整備は、2011年度に生涯研修センター設置検討会を立上げ、2012年度から開催された基礎研修については、認定社会福祉士チームメンバーと事務局職員が協力して運営した。運営事務や名簿管理システム入力及び近県との相互乗り入れに関する連携等業務が多岐に渡ることから生涯研修センター設置の提案を行い、2015年4月第1回理事会で「生涯研修センター」の設置が決議された。

生涯研修センター設置後は、研修運営に関する検討・講師養成、甲信越3県で受講者の相互乗り入れの無料化や研修時期の統一等が行われ、本会会員にとってのメリットが増加した。

④ 生涯研修「基礎課程」「専門課程」の内容

基礎課程は、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲからなる。基礎研修Ⅰから基礎研修Ⅲまでを修了することでこの課程の修了となる。基礎研修では6つの領域に分かれた科目をⅠ～Ⅲの連続した研修過程を通じて学ぶこととなり、最長でも6年間で修了することとなっている。

	開始年月	研修内容
基礎研修Ⅰ	2012年5月	◇ 集合研修 2日間 ◇ 事前・事後課題
基礎研修Ⅱ	2014年5月	◇ 集合研修 11日間 ◇ 事前・事後課題 ◇ 科目修了レポート
基礎研修Ⅲ	2015年5月	◇ 集合研修 11日間 ◇ 事前・事後課題

この課程では、社会福祉士会や生涯研修制度についての理解、社会福祉援助の共通基盤の基礎的な部分を押さえながら基礎的な実践力を担保するとともに、専門職としてのアイデンティティを形成することをねらいとしている。

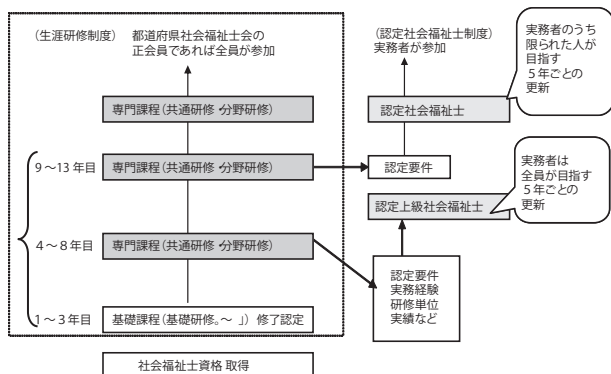
専門課程は、共通研修と分野別研修から構成され、両方をバランスよく修得していくこととしている。この課程では単位修得が必須とされる研修もあるが、自身の必要なものを計画的に履修し、必要な単位修得ができれば課程修了の申請を行うことになる。専門課程は、修了申請ごとに第1期課程修了、第2期課程修了と修了回数を積み重ねるステップアップ方式となっている。

この課程では、ミクロからメゾ・マクロへと実践力の向上を図るとともに、後進育成や実践研究など、専門職としての責任を果たしていける力量形成をねらいとしている。基礎研修の各科目の講師は、日本社会福祉士会の講師養成研修会を修了し専門性を有した会員が務めている。

⑤ 認定社会福祉士制度

認定社会福祉士制度は、社会福祉士の研鑽とキャリアアップを支援するとともに、相談援助実務につく社会福祉士を対象として高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化の5分野に分け実践力を評価・認定する制度であり、第三者機関である認定社会福祉士認証・認定機構が運営する制度である。

この制度は職場内のリーダーとして他職種とも連携して支援できる「認定社会福祉士」と地域のリーダーとしてまた人材を育成・指導できる「認定上級社会福祉士」の2つを認定する。認定社会福祉士を取得するには5年以上の実務経験と所定の研修修了と所定のスーパービジョンを受けることが必要である。



(2) 社会福祉士実習指導者講習会の取組み

2007年の社会福祉士及び介護福祉士法改正による養成カリキュラム変更がされ、社会福祉士養成実習指導者講習会(以下、「講習会」という)受講済みの実習

指導者(相談援助業務歴3年以上の社会福祉士)所属の指定実習施設・機関での実習が課せられた。それに伴い社会福祉士である実習指導者が社会福祉士を目指す者を実習指導することとなった。それを受け、日本社会福祉士会において全国で数か所にてモデル事業として開催された。

2008年には、長野県社会福祉施設経営者協議会長宛に「社会福祉士実習指導者講習会開催の周知と講習会への職員派遣」についての要望を、日本社会福祉士養成校協会長野県支部、日本社会福祉教育学校連盟長野県支部と共同で行った。

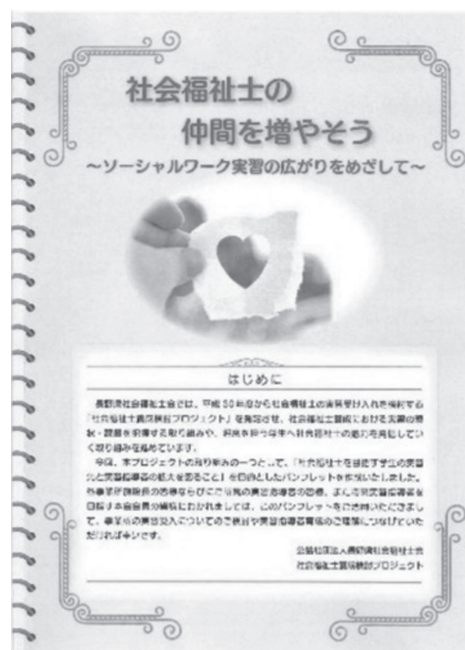
2010年度からは各都道府県社会福祉士会での講習会を主催することが可能になったために、複数名を中央の講師養成研修に派遣して準備を整えて2013年度から講習会を開始した。開催時期については、異動対応を配慮して毎年7月に開催している。2012年度には、既に講習会修了者に対してフォローアップ研修を開催した。

＜2013～2022年度社会福祉士実習指導者講習会 修了者数＞

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
受講者	48	13	42	30	41	38	36	40	61	63	412

2020年度以降は、コロナ禍でも開催のニーズがあったためオンライン講習会を実施し、県外社会福祉士会会員の受講希望者にも対応した。

2020年度には、社会福祉士養成プロジェクトを立上げ、「社会福祉士実習の受け入れの現状と課題の把握等」を目的に、1,059の実習施設・機関(回答288)及び本会正会員の実習指導者講習会修了者(回答148人)に対して調査を行い結果はホームページに掲載した。



第3章

社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

調査結果を踏まえ、実習施設・機関長に対して、実習指導者講習会の参加費用の施設・機関負担や実習受け入れ拡大等の要望を行った。また、福祉事業所や福祉の相談支援機関に社会福祉士及び社会福祉士会や実習指導者の必要性等を周知するパンフレット作成の提案がされた。

2021年度には社会福祉士実習指導者啓発パンフレット「社会福祉士の仲間を増やそう～ソーシャルワーク実習の広がりをめざして～」を作成配布した。

地域共生や地域包括ケア推進に伴い、2020年に養成カリキュラムが変更され、科目名と時間数だけでなく実習の時間数増、複数施設での実習へと変更となった。2022年度、新カリキュラム対応の講習会をオンラインにて開催した。

(3) 成年後見制度(権利擁護センターぱあとなあながの)

① 日本社会福祉士会の取組み

日本社会福祉士会は、1996年9月に成年後見制度研究委員会を発足させた。同年12月に日本弁護士連合会が公表した「成年後見法大綱各(中間報告)」を受けた形で、社会福祉専門職団体としてこれに対する意見と提言を行った。法改正については、同年11月に、法務省成年後見問題研究会報告書に対して緊急アピールを行い、さらに法務省からの要綱試案に対する社会福祉関係者の意見照会や取りまとめ等を積極的に行った。

1998年3月都内で「第1回日本社会福祉士会成年後見研修会」をオリジナルのテキストを独自に開発し開催した。同年10月には第1期成年後見人等養成研修を開始した。研修は1年間の通信教育とスクーリングからなり受講費は100,000円と高額にも関わらず応募者数も多かったため、都道府県社会福祉士会の割当制限の推薦を経た349人が受講した。

1999年に「成年後見センターぱあとなあ」が創設され、成年後見制度を解説したパンフレットを作成、成年後見制度利用支援事業の啓発や広報、市民向けの研修会開催、「成年後見システム地域モデル事業」への関与等の事業の他、家庭裁判所に対する成年後見人候補者名簿の提出、都道府県単位のぱあとなあ設立準備支援等多様な活動の展開を開始した。2003年度から「成年後見センターぱあとなあ」から「権利擁護センターぱあとなあ」に名称を改めた。

② 「ぱあとなあながの」の設立と成年後見人等養成研修

1998年5月の定期総会・社会福祉士学会で、権利擁護委員会を中心に成年後見制度に係る研究発表を行う等、成年後見制度に対する取組みを開始した。1998年6月には、日本社会福祉士会の要請に基づ

き、法務省民事局参事官室に対して「成年後見制度の改正に関する要綱試案」に対する意見書を提出した。そして1999年度事業計画で「権利擁護委員会」を立上げ、成年後見制度を調査研究事業のテーマに取組んだ。

2001年2月成年後見センター「ぱあとなあながの」運営要綱を策定し、5月伊那市役所で開催した定期総会において成年後見センターを設立した。その後、「権利擁護センターぱあとなあながの(以下、「ぱあとなあ」という)と名称を改めた。

ぱあとなあは本会の内部組織で、ぱあとなあ会員の要件は、正会員で日本社会福祉士会が開催する成年後見人等養成研修修了者でぱあとなあ会費(10,000円)を収めることだった。そのために、養成研修受講には都道府県から数人ずつ受講するという人数制限があり会員を増やすことが出来なかった。2008年度からは、成年後見人等養成研修が都道府県社会福祉士会への委託研修(5日間の集合研修とレポート提出等)となり、また受講費も50,000円となったために毎年20～30人が受講した。2017年度からは受講要件が社会福祉基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ修了者を追加されたために、2016年度の受講者は56人となった。

研修の内容は、「判断能力のとらえ方」「財産法の基礎・財産管理のための知識」「家族法の基礎」「家庭裁判所の実務の理解」等は、それぞれ専門職に担って貰い、「身上監護のための知識」「後見事務の実際」や演習等は、ぱあとなあ会員が担った。主な科目と講師は次のとおりである。

成年後見人養成研修の主な科目

科 目	講 師
1 成年後見制度の解説	司法書士
2 判断能力のとらえ方	医 師
3 社会福祉士と成年後見	ぱあとなあ会員
4 財産法の基礎	司法書士
5 財産管理のための知識	司法書士
6 後見事務の実際1	ぱあとなあ会員
7 家庭裁判所の実務の理解	家庭裁判所職員
8 家族法の基礎	弁護士
9 身上監護のための知識	ぱあとなあ会員

2015年には、成年後見制度等権利擁護に関する事業を行うセンターの設置及び運営について定める「ぱあとなあながの設置運営規程」を制定し、事業を適正に遂行するために業務監査委員会の助言指導を受けるよう体制整備を図った。業務監査委員会は日本社会福祉士会の指導もあり、弁護士・司法書士・医師等外部の識者が6名、本会会員・ぱあとなあ会

員各2名の計10名で構成し外部の識者が過半数で毎年開催し、具体的な助言指導を受けている。

なお、ぱあとなあ会員には、2012年度までは毎年8月と2月に、2013年度からは毎年2月に成年後見人等の受任についてはその個々のケースも含め活動報告が全員に義務付けられている。活動報告に基づきぱあとなあ役員による書類審査及び受任ケースについては全件面談と2重のチェック体制となっている。2016年には規程の上でも明確になるよう「ぱあとなあながの名簿登録規程」を整備して今日に至っている。

③ 成年後見制度活用講座・研修会の取組み

成年後見制度の普及・理解促進を目的にした「福祉関係者のための成年後見制度活用講座」は、2003年度から2日間の日程で開催してきた。日本社会福祉士会作成のテキストを使い、講師は司法書士及び公証人等の外部専門職とぱあとなあ役員等が務めた。受講者は毎年数十人から100人を超えた時もあり、成年後見制度の普及に貢献してきた。この2日間日程の講座は2018年度まで開催した。2021年度からは、新たにテキストを作成し外部講師を依頼せずにはぱあとなあ役員のみが担い、1日の日程としオンラインで開催した。



2016年度から2019年度は、成年後見制度利用促進法に基づき県からの補助金を受けて、弁護士会・リーガルサポートながのの協力を得て、市町村行政職員等を対象にした「成年後見制度利用促進実務担当者研修会」の開催や福祉関係者はじめ一般県民を対象にした「成年後見制度利用促進・権利擁護推進セミナー」の開催、「成年後見制度利用促進パンフレット」の作成配布を行った。

④ 後見関係団体連絡会・成年後見無料相談会

2000年成年後見制度施行後、中央の動きに合わせて三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)を中心に、成年後見制度の普及や連携を目的に緩やかな連絡組

織「長野県成年後見関係団体連絡会」を組織して幹事団体の役割を果たした。その後、連絡会組織は三士会の他に長野県精神保健福祉士協会、長野県介護福祉士会、関東信越税理士会長野県支部連合会、長野県介護支援専門員協会、コスモス成年後見サポートセンターしなの、社労士成年後見センターが加わり9団体となった。

連絡会では長野県社会福祉協議会と共催で2002年度から10広域圏で「高齢者・障害者のための成年後見個別・無料相談会」を開催し成年後見制度の普及と相談活動を展開してきた。相談員は連絡会参加の専門団体から派遣の専門職が担った。10広域圏での実施は2013年度まで行った。県下で成年後見支援センターの設置が進む中で、2014年度から2016年度までは成年後見支援センター未設置の地域での相談会を開催した。

2017年度には成年後見制度利用促進推進プロジェクトを立上げて、長野県弁護士会・リーガルサポートながのとの連携で、成年後見制度利用促進・長野県関係者会議(長野家庭裁判所、長野県成年後見関係課、三士会)を主宰した。また、家庭裁判所主催の家事関係協議会や成年後見利用促進基本計画に基づく成年後見制度利用促進のための三士会協議に臨んできた。

(4) 虐待対応の取組み(高齢者・障がい者)

① 日本社会福祉士会の取組み

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「高齢者虐待防止法」という)」が2006年4月1日に施行された。この法律は、市町村の責務として通報の受理、事実及び安全の確認、対応策の協議、立ち入り調査、保護のための措置等を規定している。高齢者虐待防止法の施行とともに、市町村に設置された地域包括支援センターに権利擁護の要として、社会福祉士が必置となった。日本社会福祉士会は地域包括支援センターに配属された社会福祉士が虐待対応の中心的役割を果たせるよう、市町村の虐待対応システムの整備と地域包括支援センター等の虐待対応従事者の専門的知識、技術の向上を図ることを目的に事業を進め、2007年度の研究事業においては「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル」の開発を行った。

2008年に「市町村における高齢者虐待対応の専門的人材の育成」を目的とする研修基盤の整備モデル事業を開始した。そのモデル事業に本会と長野市が協働で応募し、全国から7モデル事業の一つに選ばれた。2009年度には、日本社会福祉士会が作成し

第3章

社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

た地域包括支援センターにおける虐待対応プログラムによる市町村虐待対応職員を対象とした2日間の研修を長野市と共催で開催した。そして、研修プログラム・研修教材の開発及び講師養成研修を経て、2010年度から「高齢者虐待対応現任者標準研修」の全国的展開として、全都道府県で開催される取組みの礎となった。

② 高齢者虐待対応現任者標準研修等

本会の取組みは、地域包括支援委員会が企画準備して、2010年6月から3日間の日程で県高齢者福祉課（現・介護支援課）と県弁護士会の協力を得て、市町村行政職員や地域包括支援センター職員を対象に「高齢者虐待対応現任者標準研修」を開催した。この標準研修企画は、以後毎年定例開催している。2018年度からは日本社会福祉士会作成のテキストに長野県の状況を踏まえた内容を加味したテキストを作成して開催した。そして2020年度からは県（介護支援課）からの受託事業として県介護支援課と県弁護士会との共催で開催している。コロナ禍においては、外出制限や自粛生活の中で、虐待発生のリスクが高くなるため、「虐待対応の現任者に対する学びを止めない」として、オンラインでの開催を決定し、研修を継続実施した。

担当委員会は、開始当初の地域包括支援委員会から福祉活動委員会（高齢者虐待対応グループ）、虐待対応プロジェクトを経て、2015年からは虐待対応委員会を独立させ、講師養成研修を県弁護士会と共催で2016年度は「弁護士・社会福祉士相互学習会」として県下2会場で開催。2017～2019年度は「高齢者虐待対応講師養成研修」として、長野県弁護士会館（長野市）を主会場に弁護士会テレビ会議システムを利用して県下各地を衛星会場として開催する等積極的な取組みを展開し、弁護士会との協働・連携体制の強化に向けた取組みを実施してきた。

標準研修の科目・時間は右表のとおりで、内容は、研修の質を担保するため指定の統一プログラムに沿って行われ、3日間のコースで、2・3日目は演習となっている。演習は、行政責任による組織的虐待対応を行うためのツールとして開発した高齢者虐待対応帳票を実際使用し、より実践的な研修を目指している。

県からの受託事業には、「市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修」もあり、市町村行政職員や地域包括支援センター職員を対象に半日の日程でオンライン研修を継続実施している。内容は、「高齢者虐待の現状と課題～利用者の権利擁護のために市町村に求められること」の講義とグループワークを中心に行っている。グループワークでは、市町村の課長等の管

理職をグループにし、各自治体間の課題を共有・連携する場となるような仕掛けもしている。

標準研修の科目と時間

1日目：講義	時間
高齢者虐待防止法の理解（弁護士）	85分
高齢者虐待対応と権利擁護	50分
虐待対応の流れについて	20分
初動期段階の留意点とポイント	80分
対応段階の留意点とポイント	40分
養介護施設従事者等による虐待対応	50分
全体の振り返りとポイントの整理	10分
2日目：総合演習（従事者等虐待）	
虐待対応の初動期段階	180分
虐待対応の対応段階・終結段階	180分
3日目：総合演習（養護者虐待）	
虐待対応の初動期段階	180分
虐待対応の対応段階・終結段階	180分

※ 講師・演習ファシリテーターは虐待対応委員

③ 障害者の虐待対応の取組み

2011年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布された。国では、障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修が開催され、本会からも研修会に積極的に派遣してきた。2013年度は、長野県から委託を受け「障害者虐待防止・権利擁護研修」を県下4会場で開催し259人が受講した。研修の内容は、日本社会福祉士会等の講師を招いての講義と福祉活動委員会（障害者虐待対応グループ）委員による演習が行われた。2024年度からの研修は県障がい者支援課が直轄で開催することになったが、講師の派遣等協力をしている。

また、2016年度には、県補助事業で「障がい者差別解消に向けての地域セミナー」を須坂市と伊那市で開催し254人が参加した。内容は、「障がい理由とした差別の解消に向けて」をテーマに、尾上浩二氏（DPI日本会議副議長、前内閣府障害者制度改革担当室政策企画調査官）が講演、「ともに生きる福祉の地域づくりをめざして」をテーマにシンポジウムを開催した。

④ 虐待対応専門職チームの取組み

日本社会福祉士会と日本弁護士会連合会は連携して、市町村や地域包括支援センターの虐待対応の実効性を確保するために職能団体としてどのような支援が可能かを検討し虐待対応専門職チームを全都道府県に設置する取組みを2006年度から進めた。2009年4月にはこの専門職チームの設置が23の都道府

県に及んだ状況を受け、東京で第1回の虐待対応専門職チーム経験交流会が開催された。

確認された虐待対応専門職チームのスタンダードモデルの基本は、「チームとして助言にあたること」「アドバイザー（助言者）であること」「個別のケース会議を通じた助言であること」「市町村との契約に基づく助言を目指すこと」等であった。



**高齢者や障害者虐待対応で助言
専門職チーム結成**
県弁護士会と県社会福祉士会が15日、県庁で記者会見し、高齢者や障害者への虐待に関する相談を受けた市町村や地域包括支援センターなどに専門的な助言をする「高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」を結成したと発表した。2013年に高齢者虐待に関する取組を、障害者虐待にまで広げた。チームは今年1月に結成した。市町村などの要請で、虐待の有無を認定したり、虐待の解決策を提案したりする。研修を受けた弁護士、社会福祉士が各20人ほど所属している。

両会は会見に先立ち、県の山本英紀・健康福祉部長らと面会し、チームの市町村への周知と積極的な活用を求めた。県弁護士会の五味弘行弁護士は会見で「チームの派遣が増えることで虐待への理解が深まり、結果として予防につながる」と述べた。

県障がい者支援課によると、県内で14年度にあった障害者の虐待に関する相談や通報の内容は、家族ら養護者からの虐待が58件、福祉施設からの虐待が37件であった。

記者会見する県弁護士会と県社会福祉士会の関係者15日、県庁

信濃毎日新聞2016年4月16日朝刊

本会では、2012年度に高齢者虐待対応専門職チーム設立準備会（長野県、県弁護士会、本会）を立上げ、「市町村における高齢者虐待の実態把握調査」を行った。調査結果は、弁護士と社会福祉士の虐待対応専門職チームについて、積極的に活用したいとする市町村が多数であり、チーム設置の後押しとなった。

また、虐待対応専門職チームに望む意見としては、「具体的な助言」「迅速な対応」「判断根拠の明確化」等が多く出された。これらの要望を受け、設立準備会において「高齢者虐待対応専門職チーム設立準備会報告書」として取りまとめを行い、虐待対応専門職チーム設置に関する諸規程の整備、専門職チーム派遣に関わる委託契約書、県弁護士会との協定書等検

討準備し、2013年3月に高齢者虐待対応専門職チーム設置に関する協定を締結した。

2016年4月には、障害者虐待防止法の施行等も踏まえ、障がい者も対象にした「高齢者・障がい者虐待対応専門職チーム」に移行した。専門職チームの派遣は、当該市町村と県弁護士会と本会の三者契約に基づき、費用負担は市町村が行ったが、2019年度以降は、県が「高齢者虐待対応伴走支援事業」を開始して、市町村の経費負担の軽減を図り、専門職チームの活用を促進している。専門職チーム派遣の実績は毎年度数自治体あり、2022年12月までの合計で延べ33自治体に及んだ。

（5）重症心身障害児・者シンポジウムの取組み

重症心身障がい児・者シンポジウム（以下、「重心シンポ」という。）は、障がい者支援委員会が中心となり、「どんなに障がいが重くとも、地域で生きがいをもって充実した生活をしたい」との当たり前のことをどう実現し、どう支えるかを目的に、2010年11月に佐久大学講堂に於いて佐久大学の全面的な協力、ライオンズクラブ、当事者の皆さんとの協働で初めて開催した。

長野県の障がい福祉は2002年、西駒郷改築検討委員会による「西駒郷改築に関する提言」により、施設からの地域移行、グループホーム開設へと向かっていた。第1回重心シンポが開催された2010年には、県下の障がい者支援施設をバックアップとするグループホームが105箇所開設された年であり、この数は西駒郷地域移行ムーブメントでの最多の数である。

この西駒郷改築検討委員会の委員長、故北沢清司先生が言われた「今後の課題は重症心身障害児・者である」との示唆があり、当時の障がい者支援委員会は重症心身障がい児・者をテーマとして活動を展開した。

第1回の重心シンポ基調講演は、河野千夏氏（県立こども病院長期入院児等支援コーディネーター・）による「全県の状況と地域生活の視点」をテーマに行われた。また、シンポジストに県下初の重症心身障がい者等グループホーム「いちごの家」の宮原哲史氏を招聘しており、各シンポジストが地域生活支援について提言した。このように、当初から重心シンポは「地域生活支援」に重点を置きこの後、東北中南信地区を持ち回りで継続して開催している。

2012年第3回では、松本市総合社会福祉センターを会場に、生田目昭彦氏（社会福祉法人訪問の家 知的障がい者通所更生施設「朋」施設長）を招き、テーマ「ここで暮らし続けたい！ そのために……」として開催された。「訪問の家」は横浜市において、当事者・家族を中心に重度心身障がい児・者の地域生活支援資源を

第3章

社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

昭和50年代から開発してきた法人である。長野県では、まだまだ重度心身障がい児・者の地域生活を可能にする社会資源が少ない時期に障がい福祉に従事している会員から注目を集めていた。「訪問の家」を見学した会員から生田目氏招聘の提案があり実現した。生田目氏による「訪問の家」の活動報告は参加した当事者・家族からの羨望と、今後の地域で重度の障がいがあっても当たり前前に地域で暮らすことを目指す事の動機を得ることが出来た。



信濃毎日新聞 2017年11月15日朝刊

2014年度第5回はテーマ「一地域で暮らし続けたい! そのために……今必要なこと」として長野大学リプロホールにて開催された。この年から亀井智泉氏(長野こども療育推進サークルゆうテラス)に重心シンポの主要メンバーとして加わっていただくことになった。亀井氏には「長野県における重症心身障がい児(者)の暮らしを考える」をテーマに講演をしていただいた。亀井氏は重度の医療的ケア児の母親として、一度も県立こども病院から外に出ることなく命を召された子の母親としての経験を元に当事者・家族支援の活動を展開していた。

この2014年は日本が「障がい者権利条約」の批准を行なった年である。重心シンポでもこのエポックは重要な出来事であった。本会では、各種のシンポジウムや学習会を開催してきた。この各条文は障がい児・者の地域生活、社会的包摂を謳っており活動の価値を示すものとなった。

2012年から3カ年長野県元気づくり支援金、2020年より赤い羽根共同募金の助成を受け開催した。重心シンポ開催の活動の特質は、東北中南信を巡回し継続して開催されてきたことにある。毎回、開催地の当事者・家族を中心に支援者によるシンポジウムを行い、地域の課題を抽出し検討、地域での啓発を目指してきた。亀井氏の力によるところが大きい、各開催地では医療専門職、福祉専門職、当事者・家族が参加することにより地域ネットワークの構築の起点ともなってきた。また、毎回、実行委員会が組織され、普段、障がい福祉、重度心身障がい児・者支援に関わりの少ない役員・

会員の良い学習の機会でもあった。

2010年から10年以上の歳月が流れ、県下各地で重度心身障がい児・者支援のサービスも増えてきた。日中活動や医療的支援について徐々にではあるが開発が進んできている。しかし、生活の場としては入所施設、医療的ケアが頻回な児・者は医療機関に頼るしか無いのが現状である。

本年2022年9月には国連・障がい者権利委員会から日本政府へ障がい者権利条約における勧告(総括所見)が出された。この勧告の中で最も早急な対応を求め「強く要請する」と力点がおかれたのが第19条(自立した生活と地域社会への参加)である。同委員会は「障がい者の施設収容、特に地域外での生活の継続、障がい児の各種施設収容、家族及び地域生活を奪っていること」に懸念を表明し、脱施設化、グループホームまで解体を求めている。

2021年「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をうけ、長野県においては本年2022年4月から長野県医療的ケア児等支援センターが開設され、副センター長として亀井智泉氏が就任された。時代は確実に動いてきた。今後、倫理綱領やグローバル定義に謳う、社会変革と社会開発、社会的包摂の価値に沿った重心シンポ開催の活動に期待したい。

(6)「夢」ある「会」を目指して!「あり方検討会」の取り組み

設立から20年が経過する中で、介護問題や権利擁護など高齢者や障がい者、児童などの課題に真摯に取り組む、社会への提言や活動を続けてきたが、一方、社会福祉士の認知度や入会率の低さなどの課題を抱え、会運営では厳しい財政状況となっていた。

こうした状況下で、社会に望まれる社会福祉士、さらには、会員が望む魅力ある社会福祉士会にするため、2011年に会員向けのアンケートを実施した。その回収率が僅か10%程度にとどまり、会員自身の会への関心の低さが明らかとなった。

会のビジョンを示していく必要性和危機感から「長野県社会福祉士会あり方検討プロジェクト」を立上げ、年代や先輩・後輩の枠を超え、「会員及び社会から求められていることは何か」を検証し、「今後の会のあり方」について喧々諤々たる意見を交わし、2012年1月に「長野県社会福祉士会『夢』ある『会』を目指して!」を表題にした報告書として取りまとめ、会員と共有を図った。報告書の提言に従い、その後の会運営が図られ、本会及び会員の活動を後押しするものとなった。

長野県社会福祉士会 『夢』ある『会』を目指して！



長野県社会福祉士会あり方検討プロジェクト

- ◇ これまでの取組みを踏まえた提言（抄）
 - 会員への情報発信
 - 会の短期、中長期ビジョンの明確化
 - 職能団体としての提言・声明の発出
 - 研修・委員会・事務局体制の見直し
 - 組織体制の確立
 - 会員の研究や実践を発表する場の確立（福祉まるごと学会の学会化）
 - 方針に基づく予算化
- ◇ 2012年度事業に向けた提言（抄）
 - 既存事業・研修の見直し
 - 会員に分かりやすい予算資料の作成と可視化
 - 歳入の確保による健全な財政運営
 - 本会の将来像を見越した予算化
 - 全員参加型の委員会体制
- ◇ 会員が望む「会」にするための提言（抄）
 - 入会のメリットが感じられる会
 - 会員が関わりやすい会
 - 執行部と会員の双方向の関係確立
 - 会員相互の顔が見える会
 - 組織の強みが出せる会
 - 地域の動きに敏感に反応できる会
 - 研修の目的を明確化した会
 - 予算検討・内示時期を早める
- ◇ 社会が望む「会」にするための提言（抄）
 - 社会福祉士の認知度を向上する活動
 - 財源確保とソーシャルアクションの実施
 - 他機関とのネットワークの強化

- 県を越えたネットワークの構築
- ◇ 会員一人ひとりの意識変革に向けた提言（抄）
 - 専門性の確立や本会の意義を高める行動
 - 自らできることを見出し、運営の安定化と財政状況の安定化

（7）設立 20 周年記念セミナー

長野県社会福祉士会 設立 20 周年記念
長野県介護福祉士会

— 明日の福祉を考える公開セミナー in 信州 —

- ◆ 主 催 社団法人 長野県社会福祉士会
公益社団法人 長野県介護福祉士会

今後の福祉役割考える
県社会福祉士会と県介護福祉士会（ともに事務局・長野市）は19日、設立20周年を記念した「明日の福祉を考える公開セミナーin信州」を長野市内で開いた。写真。約600人が参加。高齢化社会を迎える中で専門職に求められる役割について考えた。

記念式典で、関裕一・県社会福祉士会会長は、全国で相次ぐ「孤立死」に触れ「ネットワークの構築や調整が重要な仕事として位置付けられ



てきている」とあいさつ。島山仁美・県介護福祉士会会長は「利用者の最も身近にいる存在としてより良いケアを実践し、県民とともに歩んでいくことを約束します」と述べた。

パネル討論で、石橋真二・日本介護福祉士会会長は、利用者の要望が多様化してより質の高い介護が求められているとし、人材確保のためにも「（介護職の）社会的評価を高めることが課題」と指摘。市川一宏・ルーテル学院大学長は「医師や看護師、住民らとの協働の仕組みづくりが一番大切」とした。

このほか、諏訪中央病院（茅野市）の鎌田実名院長の講演もあった。

信濃毎日新聞 2012年5月20日朝刊

- ◆ 後 援 長野県／長野県教育委員会／長野県社会福祉協議会／長野市／長野市社会福祉協議会／長野県救護施設協議会／長野県高齢者福祉協会／長野県老人福祉施設事業連盟／長野県宅老所・グループホーム連絡会／長野県老人保健施設協議会／長野県児童福祉施設連盟／長野県保育園連盟／長野県母子生活支援施設連盟／長野

第3章 社団・一般社団法人時代：発展期 2007(平成19)年～2015(平成27)年

県身体障害者施設協議会／長野県知的障害福祉協会／長野県せいしれん／長野県セルフセンター協議会／長野県共同作業所連絡会／長野県社会就労センター協議会／長野県社会福祉施設経営者協議会／長野県ケアハウス協議会／長野県軽費老人ホーム協議会／長野県児童館連絡協議会／長野県弁護士会／長野県司法書士会／成年後見センター・リーガルサポートながの／長野県精神保健福祉士協会／長野県理学療法士会／長野県作業療法士会／長野県言語聴覚士会／長野県介護支援専門員協会／長野県医師会／長野県看護協会／長野県歯科医師会／長野県薬剤師会／長野県栄養士会／長野県行政書士会／関東信越税理士会長野県支部連合会／長野県介護福祉士養成施設連絡会／

◆ 日 時 2012年5月19日(土)



◆ 会 場 ホクト文化ホール・中ホール
(長野県県民文化会館)

◆ 参加者 600人
(本会会員 170人、介護福祉士 300人、
その他 170人)

◆ 設立20周年記念式典

- ◇ 主催者挨拶
長野県社会福祉士会長
長野県介護福祉士会長
- ◇ 来賓祝辞
阿部守一・長野県知事、
市川一宏・日本社会福祉士養成校協会副会長
腰原愛正・長野県社会福祉協議会長
- ◇ 来賓紹介
ご臨席ご来賓、祝辞は資料掲載して配布

◆ 記念講演

- ◇ 演 題
がんばらない、あきらめない、なげださない！
—社会福祉士・介護福祉士福祉専門職への期待—
- ◇ 講 師
鎌 田 實 氏
(医師・作家、諏訪中央病院名誉院長)



◆ パネルディスカッション

- ◇ テー マ
その人が その人らしく あり続けるために！
—社会福祉士・介護福祉士専門職の役割・期待—
- ◇ パネラー
 - 阿 部 守 一 氏(長野県知事)
 - 市 川 一 宏 氏(ルーテル学院大学長)
 - 石 橋 真 二 氏(社団法人日本介護福祉士会長)
 - 宮 島 渡 氏(アザレアンさなだ総合施設長)

